

処 分 基 準

平成26年 3月20日作成

法 令 名 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項 : 第31条の6第2項第1号
処 分 の 概 要 : 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者(委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項 (処分移送通知書の送付)
処 分 基 準 : 別紙1のとおり
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考 :